



島根県報

平成17年12月20日 (火)
第 1,737 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課) 1
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課) 1
換地処分	(") 2
道路の供用開始	(道路維持課) 2
公 告	
平成18年度自動車税納税通知書に掲載する広告の募集	(税 務 課) 2
家畜商講習会の開催	(農畜産振興課) 4
島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用業務の事業予定者の決定のための提案競技の実施	(技 術 管 理 課) 6
特定調達公告	
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る競争入札の参加資格等	(下水道推進課) 10
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る一般競争入札の実施	(") 10

告 示

島根県告示第1,284号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
都田潤一郎	内科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成17年11月30日

島根県告示第1,285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
江津市土地改良区	押手地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第1,286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年12月12日付けで県営土地改良事業に係る小田地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第1,287号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1549番4地先から同大字1571番10地先まで	メートル 286.00	平成18年 1月10日	川本土木建築事務所	

公 告

平成18年度の自動車税納税通知書に掲載する広告の募集について、次のとおり公告する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄田信義

1 募集に関する事項

(1) 概要

島根ナンバー自動車（軽自動車、オートバイ及び大型特殊自動車を除く。）の所有者（売主が所有権を留保している車については使用者）へ平成18年5月に発送する平成18年度自動車税納税通知書約27万通に広告を掲載する。

(2) 仕様

ア 掲載する広告は、県が発行する自動車税納税通知書の表面下部分1枠（縦5.0センチメートル×横9.5センチメートル）とする。

イ 広告の色は、桃色1色とする。

(3) 広告掲載価格

ア 広告掲載価格（印刷費を含む。）は105,000円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

イ 広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

2 参加資格に関する事項

次に該当する団体の広告を掲載するものとする。

- (1) 国、政府機関、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれに類するもの
- (2) 営利を目的としない法人
- (3) (1)及び(2)以外の法人のうち公共性が高いもの

3 掲載する広告の制限に関する事項

- (1) 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 法令等に違反するもの
- イ 政治性又は宗教性のあるもの
- ウ 社会問題についての主義主張
- エ 個人の氏名の広告
- オ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- カ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- キ 従業員等の人事募集広告
- ク あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ケ その他自動車税納税通知書に掲載する広告として適当でないと知事が認めるもの

- (2) 2の(3)に該当する法人は、製品、商品、サービス等の広告及び企業イメージの向上を意図した広告を掲載することはできない。ただし、公益性がある等知事が適当と認める場合は、この限りでない。

4 広告の選定に関する事項

次の2段階の選定を行い広告主(1団体)を決定する。ただし、(2)による価格が同額である場合は、くじにより決定する。

- (1) 広告掲載申込書に記載された広告内容が、自動車税納税通知書に掲載する広告として次に掲げる公益性等の観点から適当であるもの
 - ア 公益性が高いこと。
 - イ 広告ターゲットの地域、性別及び年齢による偏在が少ないこと。
 - ウ 他の団体・企業等との競合性がないこと。
 - エ 地方公共団体としての県の中立性を害するおそれがないこと。

- (2) (1)のうち、広告掲載価格が最も高いもの

5 表示の義務に関する事項

- (1) 広告には、広告の責任の所在を明瞭に表示しなければならない。
- (2) 広告の上部に縦1.0センチメートル×横2.0センチメートル以上の大きさで

広 告

 と表示をしなければならない。

6 広告原稿内容の提出及び承認に関する事項

- (1) 広告主は、県が別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならない。
- (2) 広告主は、掲載しようとする広告の内容に変更があった場合はあらかじめ県に提示し、承認を得なければならない。
- (3) 広告の内容が自動車税納税通知書にふさわしくないと県が判断した場合は、内容を変更しなければならない。

7 広告の申込方法及び募集期間

- (1) 申込方法 自動車納税通知書広告掲載申込書により申し込む。
- (2) 募集期間 平成17年12月20日(火)から平成18年1月20日(金)までとする。

8 広告掲載申込書の配布場所、提出先及び提出期限等

- (1) 配布場所 島根県総務部税務課(島根県ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/> から取得可能)
- (2) 提出先 島根県総務部税務課
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。

(4) 提出期限 平成18年1月20日(金)午後5時(郵送の場合は、期限日必着とする。)

9 広告募集に関する問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県総務部税務課 担当者 小谷

電話番号 0852-22-5059

F A X 0852-22-6038

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定に基づき、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の2第1項の規定に基づき公告する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 講習会を開催する指定講習機関

社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

平成18年1月26日(木)及び1月27日(金)

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書(写真欄に写真をはり付けること。)(別記様式)

(2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料(受講料)として3,000円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受付期間

平成17年12月20日(火)から平成18年1月19日(木)

(郵送による場合は、平成18年1月19日(木)までの消印のあるものに限る。)

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1

社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受付期間内に受講申込書に本人が必要事項を記入し、押印の上、持参又は郵送すること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、80円切手をはった受講票送付先明記の封筒(定形)を同封すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 講習会についての問合せ先

社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷(電話0852-31-3609)

(別記様式)

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

社団法人 島根県畜産振興協会 会長理事 様

住 所

氏 名

印

(電話番号

-

-

)

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前 6 月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用業務

(2) 仕様

「島根県建設工事事務管理システムプログラム開発及び保守運用業務にかかる提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

224,910,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日において、その措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得者であること。

ケ 直近の決算による自己資本金額が1億円以上であること。

コ 営業年数が10年以上であること。

サ 国又は都道府県における公共事業執行業務における支援システムの開発業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。ただし、導入した後、平成17年12月1日現在で稼働が終了しているものは除く。

シ 上記サにおいて受注し、開発した支援システムに関する保守・維持管理等の運用業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

㊦ 目的

㊧ 企業体の名称

㊨ 構成員の住所及び名称

㊩ 代表者の名称

- ㊦ 代表者の権限
- ㊧ 構成員の出資の割合
- ㊨ 構成員の責任
- ㊩ 取引金融機関
- ㊪ 決算
- ㊫ 利益金の配当の割合
- ㊬ 欠損金の負担の割合
- ㊭ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ㊮ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ㊯ 解散後の瑕疵担保責任
- ㊰ その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク、ケ、サ及びシに該当すること。

オ 共同企業体の代表構成員は、営業年数が10年以上であること。

カ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成17年12月20日(火)から平成18年1月25日(水)

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

イ 配布場所

島根県土木部技術管理課

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成17年12月27日(火)14時00分から

イ 場所

島根県庁会議棟 第5会議室

4 提案競技参加資格確認手続に関する事項

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格申請書

イ 会社概要書又は経歴書(共同企業体の場合は、構成員全ての会社概要書又は経歴書)

ウ 登記事項証明書又は身分証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての登記事項証明書又は身分証明書)

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての証明書)

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての証明書)

カ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し

キ 公共事業執行業務における支援システムの開発業務及び保守運用業務の受注実績

ク 協定書(共同企業体の場合のみ)

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4(1)の書類について、平成18年1月25日(水)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

5 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、平成18年1月31日付けで、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 提出先は、12と同じとする。

(3) 提出期限は、平成18年1月13日(金)午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成18年1月20日(金)までにファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県建設工事事務管理システムの開発及び保守運用について提案すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書を参照とすること。

(3) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成18年2月6日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県建設工事事務管理システム調達に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において厳正な評価、選定を行う。

㊦ 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内の提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

㊧ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点(評価項目)は次のとおりとする。

- ア システム開発・移行・保守運用能力に関する項目
- イ システムの操作性・業務改善効果に関する項目
- ウ システムの安定性に関する項目
- エ 情報のセキュリティの確保に関する項目
- オ システムの拡張性に関する項目
- カ システム開発・保守運用費用に関する項目

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治体の物品等又は特定役務の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング・プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地
島根県土木部技術管理課 担当：大浜、三輪
電話（直通）0852 - 22 - 6550
ファックス 0852 - 25 - 6329
電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) A purpose of services required:
Program development and maintenance management of a system helping execution office work of a public works project of Shimane
- (2) Deadline for submission of proposal documents:
February 6, 2006
17:00p.m.
- (3) For further details please contact:
Shimane Prefecture Engineering Management Division
1 Tonomachi Matsue City
Shimane Prefecture 690-8501 JAPAN
TEL: +81-852-22-6550

特 定 調 達 公 告

平成17年度において、宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 特定調達契約により調達をする役務の種類
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続
宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年12月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）等

(3) 業務内容

ア 保守点検業務

イ 運転操作監視業務

ウ 水質試験業務

エ 事務業務

オ 警備業務

カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務

キ 管渠制水ゲート点検業務

ク 場外マンホールポンプ等点検業務

ケ コンポスト巡回配布業務

コ 法定項目分析業務

サ 定期点検等対応業務

シ 清掃業務

ス 樹木管理及び除草業務

セ 修繕対応業務

ソ ユーティリティ手配及び管理業務

タ 法定点検業務

チ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務

ツ その他必要な業務

(4) 委託期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 入札方法

技術提案書及び入札書を提出する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

(3) 過去5年の間に下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理業務の受託実績があること。

(4) 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者で、かつ、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1,348号。以下「登録規程」という。）第3条第1号に基づく下水道処理施設管理技士の資格を有する者を

宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (8) 登録規程第10条の規定により消除を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852 - 22 - 5470

(2) 受託者選定要項の交付の時期及び場所

平成17年12月20日から平成18年1月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、上記(1)の場所において交付する。（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1号から第5号までに規定する申請書類を、平成18年1月11日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、受託者選定要項において示す書類を、平成17年12月20日から平成18年1月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の間に3(1)の場所に持参しなければならない。この場合において、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(4) 資料作成説明会

入札参加資格を認めた者に対し、技術提案書等の資料作成説明会及び東部・西部各浄化センターの現場説明会を開催（2日間）する。

ア 宍道湖東部浄化センター

日時 平成18年1月16日 午前10時から午後4時まで

場所 宍道湖流域下水道管理事務所（島根県松江市竹矢町1444）

イ 宍道湖西部浄化センター

日時 平成18年1月17日 午前10時から午後4時まで

場所 宍道湖流域下水道管理事務所西部支所（島根県出雲市大社町中荒木2391）

(5) 技術提案書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成18年2月14日 正午

（郵便による提出にあつては、2月13日午後5時必着）

イ 提出 3(1)の担当部局

(6) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成18年2月28日 午後3時

（郵便による提出にあつては、2月27日午後5時必着）

イ 場所 2月28日午後2時30分までは3(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの開札場所とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年2月28日 午後3時

イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第2分庁舎 大会議室

(8) 契約条項を示す場所

3(1)の場所において示す。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間内の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に、落札者に代わって業務を履行することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

ア 別に設置する「宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において定量化による厳正な審査、評価を行い、各入札者について総合評価点を算出する。

㊦ 定量化審査・評価項目

- a 技術提案書について定量化による審査を行い技術評価点を与える。
- b 入札価格について定量化を行い価格評価点を与える。

㊧ 定量化審査による総合評価点の算出方法

総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点15点（満点）

価格評価点85点 × 最低入札価格 / 入札価格

㊨ 技術提案書評価区分

- a 事業計画・緊急時対応に関する項目
- b 経営計画・運営体制に関する項目
- c 環境対策に関する項目
- d 地域貢献に関する項目

㊩ 失格者

- a 技術提案書の評価区分で評価点が零点の区分がある場合
- b 入札価格が予定価格を超えている場合

イ 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、審査委員会が決定した最高総合評価点獲得者を落札者として決定する。

最高総合評価点獲得者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対するの異議申立ては受け付けない。

(7) その他

詳細は受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity: Lake Shinji River Basin Sewerage Treatment

Plant etc. Maintenance Management Program

(2) Date and Time for Bidding: february 28, 2006, 3.00 pm

(3) Department in charge of contracts: Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501
Ph: 0852-22-5470